

貸倒引当金の計上誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪府中央卸売市場管理センター株式会社</p>	<p>大阪府中央卸売市場管理センターの決算書において、貸倒引当金が、法人税法上の法定繰入率0.6%に基づいて算定されるべきであったが、繰入率1.0%を用いて算定されていた。そのため貸倒引当金が314,306円過大計上となっている。</p> <p>なお、平成25年5月末の税務申告時に誤りに気づき、当該過大計上額を加算処理することで、税金額の計算は適正になされている。</p>	<p>決算処理は、誤りが無いよう慎重に行わなければならない。</p> <p>平成25年度決算において貸倒引当金の過大計上額を取り崩す必要があるため適切に対応されたい。</p>	<p>貸倒引当金の過大計上額については、平成25年度決算において、貸倒引当金の洗い替え処理を行い、平成24年度の貸倒引当金計上額全額を取り崩し修正を行った。</p> <p>平成25年度の貸倒引当金は、法人税法上の法定繰入率0.6%を用いて算定を行い、適正に計上を行う。</p> <p>今後、適宜、チェックを行い、適正な会計処理に努める。</p>